

特定非営利活動法人むかいしまseeds 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人むかいしまseedsという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県尾道市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、こども、地域住民及び一般市民に対して、子育てする環境、こどもが育つ環境を整える事業、地域の資源を活用する事業、また人々がつながり合える場や機会をつくる事業を行うことで、地域の魅力を最大限に生かし、より生き生きと豊かに暮らせるまちづくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 観光の振興を図る活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域子育て支援拠点事業
 - ② 子どもが育つ・子どもを育てる環境を整える事業
 - ③ 地域の資源を活用し創造する事業
 - ④ 人と人とのつながりをつくる事業
 - ⑤ その他目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び活動に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び活動に賛同して入会し、活動を支援、援助する個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的及び活動に賛同し、ボランティアとして活動に協力する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、理事と協議の上、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上
- (2) 監 事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同

- じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨

を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	青山 修也
副代表理事	瀬戸 房子
理事	緒方 惠理子
監事	宗近 朗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定

めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員（個人および団体） 1口 2,000円（1年間分）
- (2) 賛助会員（個人および団体） 1口 5,000円（1年間分）
- (3) ボランティア会員（個人および団体） 年会費無料

7 施行 平成28年 6月10日

改訂 令和 7年 5月10日

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人むかいしまseeds

1 事業実施の方針

今年度のむかいしまseedsは、『みらいのこども舎』と『WAKUWAKU GAKKO』と仲間となり、法人としてより大きな構えで広がりを持った活動を始める年になります。どちらもむかいしまseedsとは同じ志を持つ兄弟のような力強い存在の団体です。

『みらいのこども舎』は、就学前の親子を対象に「地域の自然や人との関わりの中で生きることを楽しむ」「こどもの時間を十分に味わう」「親子が共に学び合える場づくり」を理念に、島の自然や地域とのつながりを活かしたプログラムを通し、こども達の個性を尊重しながら、心身ともに健やかに過ごせる環境づくりを目指し、2019年4月より活動をスタートした自然保育団体。

『WAKU WAKU GAKKO』は、主に小学生の純粋な「好き」という気持ちを大切に自分のココロにあった学びのスタイルを見つけられる毎日わくわく生きることを大切に本気でほん全体をわくわくでいっぱいになりたいという想いを胸に2023年4月から活動を開始した団体。

2022年から取り組んできた『ユースセンターズオノミチ』の活動は、主に10代の若者を対象に、認定NPO法人カタリバ、NPO法人ETICに伴走して頂いた助成事業「ユースセンター起業塾」として3年間の助成期間を終えましたが、全国で活動する団体とのネットワークも構築出来、引き続き尾道市内9ヶ所のユースセンター（拠点）と協力し、尾道商業高校との連携も継続しながら、さらに学校、行政、地域との連携を広げて行きます。引き続き、10代の声に向き合い、思いや行動に伴走し、「おのみち10代まんなか会議」や「ユースパーク」といったイベントも定着させて行ければと考えています。

そして、地域の大人に向け、学び、語り合い、想いを共有することを目的として開催してきた『ローカル子育てサミット』も継続し、子育て環境や教育環境などに対する発信にも力を注ぎます。

設立当初、子育て支援センター「はぐ」の運営にはじまり、子育てを一連の長いスパンで考え、幼児からユースまでのそれぞれの年代に向けた取り組みを行う団体としての成長が始まります。自然・時間・人財に惹かれ尾道・向島を選んでやってきてくれる人々と、これまでの尾道・向島を築いて来られた人々とを繋ぎ、「こどもをまんなかにもちをつくらうや」を今一度咀嚼し、まち全体で実現するための組織、運営、活動を改善し、ここで育ったこどもたちと、これから生まれてくる子どもたちが「住み続けられるまちづくり」を行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額
地域子育て支援拠点事業	みらいのこども舎 (子ども達の豊かな育ちと保護者のコミュニティを育んできた自然保育団体)	週5日	向島	10人程度	おひさま組(3~5歳) 20人程度 わかば組(親子) 20~30人程度	4,000,000
	WAKU WAKU GAKKO (こども達の意欲の根っこを育むオルタナティブスクール)	週5日	向島・尾道市街地	10人程度	小学生 20人程度 中学生 5人程度	3,000,000
子どもが育つ・子どもを育てる環境を整える事業	ユースセンターズオノミチ (ユースセンタープラットフォーム事業)事務局運営、ネットワーク構築 ・9か所のユースセンター(拠点)への運営支援、研修など	-	-	4人	-	705,000
		週5日	ぎっちゃ初	1人	尾道市内のユース1300人程度(延べ人数)	174,000
		不定期	喫茶ニフトコ	1人		
		週1日	つなぐわ(spoon)	1人		
		週1日	social kitchen onomichi	1人		
		月1回こども食堂 他	わたの家	1人		
		週2日	コモンスペース HELLO!	1人		
		週2日	身と間の様相(日比崎公民館、向東公民館)	1人		
		不定期	HONNE	1人		
		不定期	フルーツヒルズ	1人		

	・フレンド拠点連携推進チーム					9,000
	・おのみち10代まんなか会議 (ユースセンターズ オノミチとユースの共同主催の対話型イベント)	2ヶ月に1回	各拠点+尾道市内の公民館など	10人程度	尾道市内のユース50人程度 (延べ人数)	35,000
	・すいようしょくどう (YCO主催のこども食堂...まんなか会議の変形イベント)	毎月1回	各拠点持ち回り	2人		100,000
	・ローカル子育てサミット #7 「自然保育の観点から育ちとまなび、その先を考える」	5/31	向島洋らんセンター	5人程度	尾道市内の保育関係者、教育関係者、保護者など 100人程度	47,000
地域の資源を活用し創造する事業	・おのみち10代調査 (こどもの声を聞くアンケート)	2024.1アンケート回収、集計	回答校区...14学区	5人程度	300人程度	10,000
	・地域イベントへのブース出店	不定期	尾道市内	5人程度	尾道市内のユース50人程度 (延べ人数)	
	・県立尾道商業高等学校での「地域課題」授業連携	週1日→39日	尾道商業高等学校	14人	ユニーク50人程度	
人と人とのつながりをつくる事業	・まるフェス ※詳細は未定	不定期	未定	5人程度	尾道市内のユース50人程度 (延べ人数)	0
その他目的を達成するための事業	・「おのみちユースパーク」 (ユースセンターズ オノミチとユースの共同主催イベント) ※尾道商業高等学校と共催	不定期 2~3ヶ月に1回程度	尾道市内の公民館など	5人程度	尾道市内のユース50人程度 (延べ人数)	10,000
	・むかいしまseedsHPの作成	5/10	オンライン			50,000
	・YCO報告書の作成	5/10	-			90,000
	・ファンドレイジング (資金集めに関する活動)	不定期	-	5人	-	20,000

合計 8,250,000

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人むかいしまseeds

1 事業実施の方針

今年度のむかいしまseedsは、『みらいのこども舎』と『WAKUWAKU GAKKO』との運営母体の統合を経て、事務的な課題を改善し、事業内容と資金の両面でより安定した活動を目指すします。

自然・時間・人材に恵かれ尾道・向島を選んでやってきてくれる人々と、これまでの尾道・向島を築いて来られた人々とを繋ぎ、「子どもをまんなかにまちをつくるうや」を今一度咀嚼し、まち全体で実現するための組織、運営、活動を改善し、ここで育ったこどもたちと、これから生まれてくる子どもたちが「住み続けられるまちづくり」を行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額
地域子育て支援拠点事業	みらいのこども舎 (子ども達の豊かな育ちと保護者のコミュニティを育んできた自然保育団体)	週5日	向島	10人程度	おひさま組 (3~5歳) 20人程度 わかば組 (親子) 20~30人程度	4,000,000
	WAKU WAKU GAKKO (こども達の意欲の根っこを育むオルタナティブスクール)	週5日	向島・尾道市街地	10人程度	小学生 20人程度 中学生 5人程度	3,000,000
子どもが育つ・子どもを育てる環境を整える事業	ユースセンターズオノミチ (ユースセンタープラットフォーム事業) 事務局運営、ネットワーク構築	-	-	4人	-	715,000
	・9か所のユースセンター(拠点)への運営支援、研修など	週5日	ぎっちゃ初	1人	尾道市内のユース 1300人程度(延べ人数)	174,000
		不定期	喫茶ニワトコ	1人		
		週1日	つなぐわ (spoon)	1人		
		週1日	social kitchen onomichi	1人		
		月1回こども食堂 他	わたの家	1人		
		週2日	コモンスペース HELLO J	1人		
		週2日	身と心の様相 (日比崎公民館、向東公民館)	1人		
		不定期	HONNE	1人		
		不定期	フルーツビルズ	1人		
	・フレンド拠点連携推進チーム					9,000
	・おのみち10代まんなか会議 (ユースセンターズオノミチとユースの共同主催の対話型イベント)	2ヶ月に1回	各拠点+尾道市内の公民館など	10人程度	尾道市内のユース 50人程度(延べ人数)	32,000
	・すいようしよくどう (YCO主催のこども食堂...まんなか会議の変形イベント)	毎月1回	各拠点持ち回り	2人		90,000
	・ローカル子育てサミット #8 「テーマ未定」			5人程度	尾道市内の保育関係者、教育関係者、保護者など 100人程度	40,000
地域の資源を活用し創造する事業	・おのみち10代調査 (こどもの声を聞くアンケート)	2024:1アンケート回収、集計	回答校区...14学区	5人程度	300人程度	10,000
	・地域イベントへのブース出店	不定期	尾道市内	5人程度	尾道市内のユース 50人程度(延べ人数)	
	・県立尾道商業高等学校での「地域課題」授業連携	週1日→39日	尾道商業高等学校	14人	ユニーク50人程度	
人と人とのつながりをつくる事業	・まるフェス ※詳細は未定	不定期	未定	5人程度	尾道市内のユース 50人程度(延べ人数)	0
その他目的を達成するための事業	・「おのみちユースパーク」 (ユースセンターズオノミチとユースの共同主催イベント) ※尾道商業高等学校と共催	不定期 2~3ヶ月に1回程度	尾道市内の公民館など	5人程度	尾道市内のユース 50人程度(延べ人数)	10,000
	・ファンドレイジング (資金集めに関する活動)	不定期	-	5人	-	120,000

合計 8,200,000

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人むかいしまseeds
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費（個人）	40,000	2000*20	
正会員受取会費（法人）	0	5000*1	
賛助会員受取会費（個人）	50,000	5000*10	
賛助会員受取会費（法人）	100,000	10,000*10	
2. 受取寄附金	2,000,000		
3. 受取助成金等	300,000		
4. 事業収益			
地域子育て支援拠点事業			
みらいのこども舎	5,000,000		
WAKU WAKU GAKKO	2,500,000		
子どもが育つ・子どもを育てる環境を整える事業			
地域の資源を活用し創造する事業			
その他目的を達成するための事業			
イベント収益	100,000		
視察料	50,000	10000*5	
4. その他収益			
借入金			
受取利子			
経常収益計		10,140,000	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,000,000		
法定福利費	15,000		
(2) その他経費			
外注費	3,100,000		
会議費	30,000		
旅費交通費	170,000		
消耗品費	240,000		
印刷製本費	10,000		
通信費	10,000		
地代家賃	300,000		
水道光熱費	10,000		
保険料	60,000		
減価償却費	87,000		
雑費	10,000		
広告宣伝費	150,000		
支払手数料	50,000		
交際費	2,000		
諸会費	5,000		
租税公課	1,000		
		8,250,000	
2. 管理費			
外注費	1,500,000		
広告宣伝費	150,000		
消耗品費	10,000		
支払手数料	150,000		
管理費計		1,810,000	
経常費用計			10,060,000
当期経常増減額			80,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			80,000
当期正味財産増減額			80,000
前期繰越正味財産額			-581,715
次期繰越正味財産額			-501,715

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人むかいしまseeds
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費（個人）		40,000	
正会員受取会費（法人）		0	
賛助会員受取会費（個人）		50,000	
賛助会員受取会費（法人）		100,000	
2. 受取寄附金		2,000,000	
3. 受取助成金等		300,000	
4. 事業収益			
地域子育て支援拠点事業			
みらいのこども舎		5,000,000	
WAKU WAKU GAKKO		2,750,000	
子どもが育つ・子どもを育てる環境を整える事業			
地域の資源を活用し創造する事業			
その他目的を達成するための事業			
イベント収益		100,000	
視察料		50,000	
4. その他収益			
借入金			
受取利子			
経常収益計			10,390,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,000,000		
法定福利費	15,000		
(2) その他経費			
外注費	3,100,000		
会議費	30,000		
旅費交通費	170,000		
消耗品費	240,000		
印刷製本費	10,000		
通信費	10,000		
地代家賃	300,000		
水道光熱費	10,000		
保険料	60,000		
減価償却費	87,000		
雑費	10,000		
広告宣伝費	100,000		
支払手数料	50,000		
交際費	2,000		
諸会費	5,000		
租税公課	1,000		
		8,200,000	
2. 管理費			
外注費	1,500,000		
広告宣伝費	100,000		
消耗品費	10,000		
支払手数料	150,000		
管理費計		1,760,000	
経常費用計			9,960,000
当期経常増減額			430,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			430,000
当期正味財産増減額			430,000
前期繰越正味財産額			-501,715
次期繰越正味財産額			-71,715